

中小企業活力向上支援事業（販路開拓支援）

# 出 展 募 集 要 項

財団法人京都産業21

## 1 目的

本事業は、京都府内で雇用を維持し販路開拓に努める中小企業が、自社の製品、技術、強み等をPRする機会として展示会、見本市等へ出展する場合に、財団法人京都産業21が（以下「財団」という。）出展経費の一部を補助すること等により、新たな販路開拓の取組を支援することを目的とする。

## 2 募集の概要

■**対象期間** 平成21年6月1日（月）～平成22年3月31日（水）の会期の京都府外で開催される展示会等  
ただし、財団が主催する展示会等は除く。

■**募集対象者** 京都府内に所在する中小企業者またはグループ。

■**対象業種** 製造業及び情報サービス業等（商社は除く）

### ■助成対象経費及び額

助成金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。  
助成金の額は、対象経費の2分の1以内とし、かつ、出展小間料を超えない額とする。  
ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- （1）出展小間料
- （2）小間装飾費
- （3）光熱水費
- （4）出展物の運搬費

■**募集締切り** 平成21年5月29日（金）消印有効（ご持参する場合は17時必着）

### ■選定方法

出展の波及効果が高いものや新京都ブランド産業分野（試作、健康創出（ウェルネス）、環境、映画・映像等）に関するもの等を予算の範囲内において選定する。

### ■申請及び受付方法

申請は、所定の申請用紙に必要事項を記載のうえ、財団に申請するものとする。財団は、必要に応じて現地調査を行う等により、その内容を審査し、適正であると認めたときは受け付けるものとする。

また、助成金の交付を決定したときは、財団より申込者へ通知する。

### ■助成金の請求

前項により通知を受けた申請者は、当該展示会終了後、すみやかに、所定の展示会等の出展結果報告書を提出するとともに請求書により財団へ助成金を請求することとする。

[問い合わせ先]（財）京都産業21 連携推進部 企業連携グループ（担当：内田・勝本）

〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134

TEL：075-315-8677 FAX：075-314-4720

E-mail：[renkei@ki21.jp](mailto:renkei@ki21.jp) URL：<http://www.ki21.jp/>